平成２９年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市清和３丁目11番72号
破産者　濵田　　祥
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田４番地１
破産者　山本　浩輔
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１１２号
青森県弘前市大字五代字早稲田588番地５
破産者　福士　　正
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字大清水１丁目14番地４　メゾンウィング105号
破産者　藤田　真美
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２４２号
群馬県渋川市半田1041番地　高橋アパート12号
破産者　高橋まさ子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８９号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川205番地７
破産者　松本　好光
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２５３号
横浜市緑区竹山１丁目19番地６　サングレイス鴨居503号
破産者　牧野　　治
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３８号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目18番33号　福寿よこはま金沢
破産者　近藤嘉壽雄
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５４７号
横浜市青葉区たちばな台２丁目11番地２　ツインコートたちばな台Ｅ―109
破産者　由良　寿光
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮７丁目８番23号東京応化社宅501号
破産者　中原亜紀美（旧姓武内）
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７８４号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番26―1413号
破産者　杉崎　清彦
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２号
岐阜県中津川市苗木2446―24、住民票上の住所愛知県小牧市篠岡１丁目45番地　スカイステージ33　3103号
破産者　橋詰　拓人
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１８０号
愛知県豊橋市菰口町５丁目39番地１（Ｂ―202)、申立時の住所愛知県豊橋市新栄町字鳥畷27番地１（101）
破産者　戸田　政孝
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１９７号
愛知県豊川市金屋本町４丁目32番地　クエールわん103号
破産者　林　　幸夫
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４４号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉64番地２　第３木内ハイツ　107号、前住所兵庫県洲本市桑間468番地１　メゾントゥルース205号
破産者　岩崎　博臣
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市国府町国分寺29番地
破産者　大久保邦彦
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９１８号
福岡市西区野方１丁目10番21―202号
破産者　田仲　重範
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６０７号
福岡市東区松田３丁目９番９―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区二又瀬新町９番43―307号
破産者　中村　昭仁
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部